

一般健康診断の発展と見直しの動向

- 1 発展の歴史
- 2 現状と課題
- 3 見直しの動向

産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健管理学
堀江正知

発展の歴史

工場法に基づく健康診断

1910年頃 夜業・長時間労働による体重・体力低下の課題、採用時の身体検査等

1923年 工場法 行政官庁による職工・徒弟の伝染病検診（検査項目規定なし）

1927年 工場附属寄宿舍規則 寄宿舍の職工・使用人の健康診断

1929年 工場危害予防及衛生規則施行標準（昭和4年7月18日付け社会局長官発第58号通牒） 工場医による月1回の巡回、年1回の健康診断

①身長、体重、胸囲、②肺活量、握力、視力、聴力、③感覚器、呼吸器、循環器、消化器、神経系他の臨床医学的検査。「業務の種類又は作業の状態に依り必要ありと認むる場合は前項以外の項目に付ては検査を行い、特に職業性疾患に付留意」

1937年 間接撮影法による胸部エックス線検査法の開発。

1938年 工場危害予防衛生規則 工場医による月1回の巡回、毎年1回の健康診断

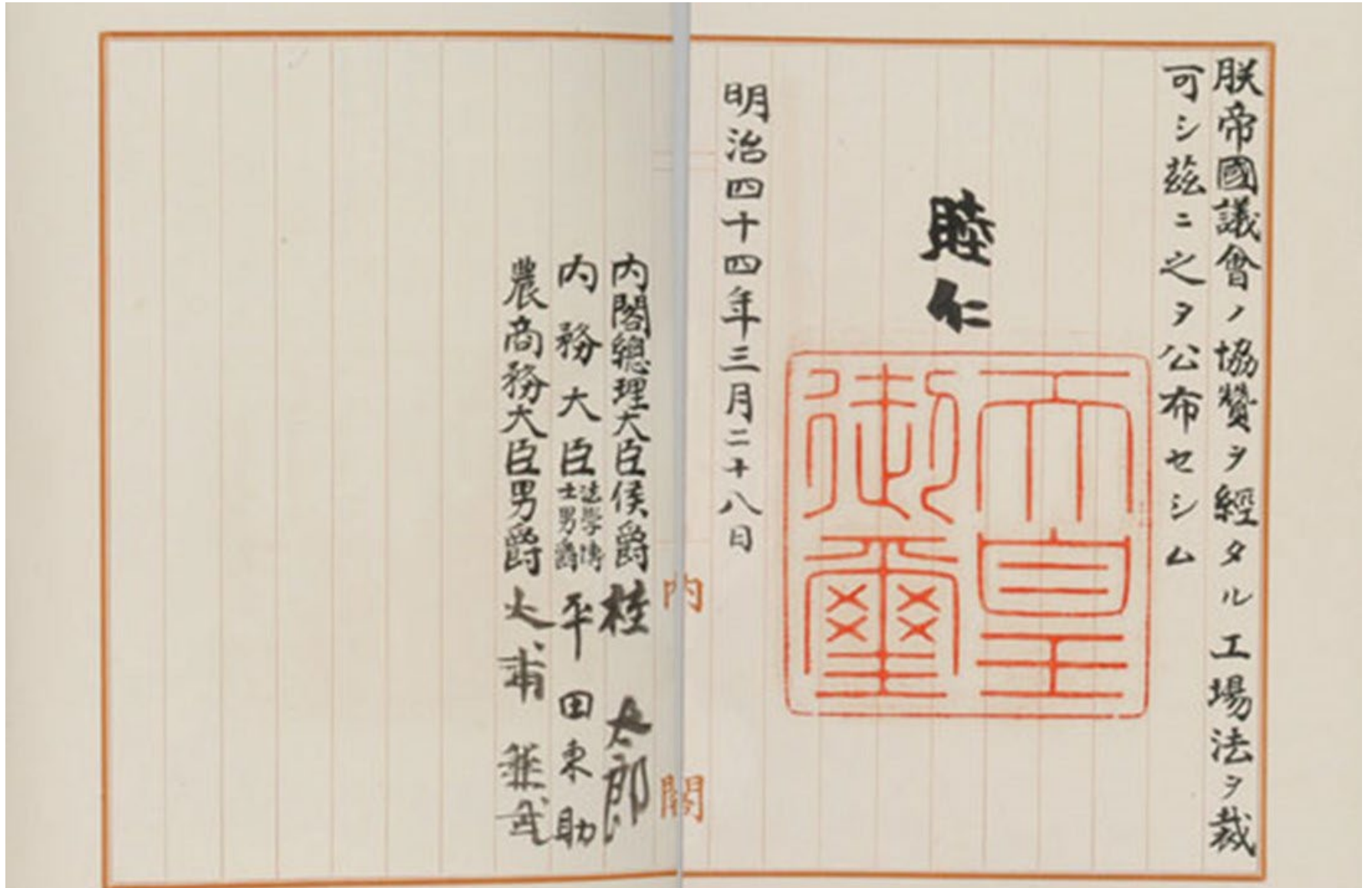
同年 工場危害予防及衛生規則施行標準 ①、②、③に追加して、④健康診断の結果により休業、治療又は保護を必要と認める者について工場医は工業主に申告。
⑤工場医は健康診断の結果を職工別に記録。工業主は前項の結果を地方長官に報告。
⑥工業主、工場医他関係者は故なく知得したる人の秘密を漏洩せざること。

1941年 胸部エックス線車による集団検診の開始（京都工場保健会）。

1942年 工場法施行規則 雇入時健康診断、検査項目（身長、体重、視力、聴力、ツ反）、衛生上有害な業務従事者は年2回の健康診断、健康診断結果に基づく措置

発展の歴史

工場法（1911年）



発展の歴史

工場法改正 (1923年)

職工・徒弟の検査

当該官吏は・・・伝染のおそれある疾病に罹れる疑いある職工若しくは徒弟の検診を為すことを得・・・

第十四條 當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

法律第三十三號
工場法中左ノ通り改正ス

第一條中十五八ヲ十八ニ改メ
第二條 削除
第三條中十五條ヲ十六條ニ改メ三ノ時間ヲ二ノ時間ニ改メ
第四條中左ノ通り改正ス

法律第三十三號
工場法中左ノ通り改正ス

第十四條 當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

第十五條 工業主ハ本工場の定員内所屬ノ職工ノ健康上
其の必要ニ於テハ死亡ノ危険ヲ有スル者ハ依リ生テ生テ組織
持シタル者ヲ扶助スヘシ
第十六條 戸籍吏ニテハ戸籍事務ヲ掌スル者又ハ戸籍
代理者ニ改メ
第十七條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第十八條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第十九條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第二十條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第二十一條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第二十二條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第二十三條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第二十四條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第二十五條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第二十六條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第二十七條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第二十八條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第二十九條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第三十條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第三十一條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第三十二條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第三十三條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第三十四條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第三十五條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第三十六條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第三十七條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第三十八條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第三十九條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第四十條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第四十一條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第四十二條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第四十三條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第四十四條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第四十五條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第四十六條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第四十七條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第四十八條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第四十九條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第五十條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第五十一條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第五十二條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第五十三條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第五十四條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第五十五條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第五十六條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第五十七條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第五十八條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第五十九條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第六十條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第六十一條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第六十二條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第六十三條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第六十四條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第六十五條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第六十六條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第六十七條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第六十八條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第六十九條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第七十條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第七十一條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第七十二條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第七十三條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第七十四條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第七十五條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第七十六條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第七十七條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第七十八條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第七十九條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第八十條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第八十一條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第八十二條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第八十三條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第八十四條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第八十五條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第八十六條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第八十七條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第八十八條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第八十九條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第九十條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第九十一條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第九十二條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第九十三條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第九十四條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第九十五條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第九十六條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第九十七條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第九十八條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第九十九條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法
第一百條 工業主ハ職工ニ對シテ工業主ニ代ル者本法

発展の歴史

工場附属寄宿舎規則改正 (1927年)

寄宿舎の職工の健康診断

寄宿舎に収容する職工及び寄宿舎に使用する者に対しては、**少なくとも1年に2回健康診断**を施行すべし。前項の健康診断に関する記録はその施行後3年間之を保存すべし

第十六條 寄宿舎ニ收容スル職工及寄宿舎ニ使用スル者ニ對シテハ少クとも一年二回健康診断ヲ施行スベシ
前項ノ健康診断ニ關スル記録ハ其ノ施行後三年間之ヲ保存スベシ



発展の歴史

工場危害及衛生規則改正 (1938年)

省令
厚生省令第四號
昭和十三年四月十日
厚生大臣
工場危害豫防及衛生
第三十四條ノ二 工業主ハ常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ハシタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ニ届出ツベシ
常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工業主ハ安全管理者ヲ選任シテ之ノ職務ニ依リ工場ノ衛生及ハ労働者ノ健康ニ關シテハ地方長官ノ選任セザルコトヲ得
安全管理者ハ工業主ノ指揮ニ關スル一切ノ事項ヲ管理スルニ關シテハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ之ヲ選任セザルコトヲ得

第七條第一項
國庫支出金ハ左ノ時期ニ於テ依リ市町村ニ交付スル金額ニ依リ之ヲ算定スルベシ
一 市町村義務教育費國庫補助金
四月、七月、九月、十二月及二月

（参考）
大正十二年六月十九日勅令
其後法ノ施行抄録
ニ關スル件

省令
職場巡視
工場医は毎月少なくとも1回工場及びその附属建設物を巡視し…
…予防の処置を為すべし

第三十四條ノ三 工業主ハ常時五百人以上ノ職工ヲ使用スル工場ハシタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ニ届出ツベシ
常時五百人以上ノ職工ヲ使用スル工業主ハ工場医ヲ選任シテ之ノ職務ニ依リ衛生上有害ノ虞少キ場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ之ヲ選任セザルコトヲ得

職場巡視
工場医は毎月少なくとも1回工場及びその附属建設物を巡視し…
…予防の処置を為すべし

第三十四條ノ四 工業主ハ常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ハシタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ニ届出ツベシ
常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工業主ハ安全管理者ヲ選任シテ之ノ職務ニ依リ工場ノ衛生及ハ労働者ノ健康ニ關シテハ地方長官ノ選任セザルコトヲ得
安全管理者ハ工業主ノ指揮ニ關スル一切ノ事項ヲ管理スルニ關シテハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ之ヲ選任セザルコトヲ得

第三十四條ノ五 工業主ハ常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ハシタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ニ届出ツベシ
常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工業主ハ安全管理者ヲ選任シテ之ノ職務ニ依リ工場ノ衛生及ハ労働者ノ健康ニ關シテハ地方長官ノ選任セザルコトヲ得
安全管理者ハ工業主ノ指揮ニ關スル一切ノ事項ヲ管理スルニ關シテハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ之ヲ選任セザルコトヲ得

第三十四條ノ六 工業主ハ常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ハシタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ニ届出ツベシ
常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工業主ハ安全管理者ヲ選任シテ之ノ職務ニ依リ工場ノ衛生及ハ労働者ノ健康ニ關シテハ地方長官ノ選任セザルコトヲ得
安全管理者ハ工業主ノ指揮ニ關スル一切ノ事項ヲ管理スルニ關シテハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ之ヲ選任セザルコトヲ得

健康診断
工場主は工場医をして、
毎年少なくとも1回職工の健康診断を為さしむべし

第三十四條ノ六 工業主ハ常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ハシタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ニ届出ツベシ
常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工業主ハ安全管理者ヲ選任シテ之ノ職務ニ依リ工場ノ衛生及ハ労働者ノ健康ニ關シテハ地方長官ノ選任セザルコトヲ得
安全管理者ハ工業主ノ指揮ニ關スル一切ノ事項ヲ管理スルニ關シテハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ之ヲ選任セザルコトヲ得

附則
本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

官報 第三三八四號 昭和十三年四月十六日 土曜日

発展の歴史

工場法施行規則改正（1942年）

特定業務従事者の健康診断

瓦斯、蒸気又は粉塵を発散しその他衛生上有害なる業務に従事する職工に付いては前項の健康診断は毎年少なくとも二回之を為さしむべし

健康診断結果に基づく措置

工場主は職工の健康診断の結果注意を要すと認められたる者に付ては医師の意見を徴し療養の指示、就業の場所又は業務の転換、就業時間の短縮、休憩時間の増加、健康状態の監視その他健康保護上必要なる処置を執るべし

雇入時の健康診断

雇入後30日以内に医師をしてその職工の健康診断を為さしむべし

●厚生省令第七號
工場法施行規則中左ノ通改正ス
昭和十七年二月十日
厚生大臣 小泉 親彦

第八條 工業主職工ヲ雇入レタルトキハ雇入後三十日以内ニ醫師ヲシテ其ノ職工ノ健康診断ヲ爲サシムベシ但シ厚生大臣ノ指定スル健康診断ヲ受ケ三月ヲ経過セザル者ヲ雇入レタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條ノ二 工業主ハ醫師ヲシテ毎年少クトモ一回職工ノ健康診断ヲ爲サシム

瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ發散シ其ノ他衛生上有害ナル業務ニ従事スル職工ニ付テハ前項ノ健康診断ハ毎年少クトモ二回之ヲ爲サシムベシ

第八條ノ五 工業主ハ職工ノ健康診断ノ結果注意ヲ要スト認メラレタル者ニ付テハ醫師ノ意見ヲ徴シ療養ノ指示、就業ノ場所又ハ業務ノ轉換、就業時間ノ短縮、休憩時間ノ増加、健康状態ノ監視其ノ他健康保護上必要ナル處置ヲ執ルベシ

第八條ノ六 工業主ハ毎年一回第八條又ハ

大臣ノ指定スル健康診断ノ結果ニ關シ若ハ精密検査ノ結果ニ關シハ各三年間之ヲ保存スベシ

又ハ... 大臣ノ指定スル健康診断ヲ受ケル回數ニ應ジテハ之ヲ爲シニ於テハ... 診ヲ行フ... 診斷ヲ行... 圍ノ測定... 之ヲ一回

三項ノ... 指定ス... 依リ... 事務... 職務上... 洩スベ... 得ズ但... 二權レ

発展の歴史

労働基準法に基づく健康診断

- 1947年 労働基準法 全ての労働者に年1回の健康診断（50人以上の事業場）
同年 旧労働安全衛生規則 胸部X線（省略可）等を追加規定
衛生上有害な業務従事者は年2回の健康診断
- 1948年 昭和23年8月12日付け基収第1178号 衛生上有害な業務の基準
- 1951年 四エチル鉛危害防止規則 GHQによる石油精製事業再開の条件
- 1954年 労働基準法 強酸蒸気発散業務従事者に対する歯科医師による健康診断
- 1955年 珪肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法 珪肺健康診断
- 1956年 特殊健康診断指導指針（昭和31年5月18日付け基発308号）
- 1959年 電離放射線障害防止規則 血液検査等を含む電離放射線健康診断
- 1960年 じん肺法 じん肺健康診断
同年 有機溶剤中毒予防規則 有機溶剤健康診断
- 1961年 高気圧障害防止規則 高気圧健康診断
- 1963年 健康診断結果に基づく健康管理（昭和38年8月19日付け基発第939号）
- 1967年 鉛中毒予防規則 鉛健康診断
- 1971年 特定化学物質等障害予防規則 特定化学物質健康診断

発展の歴史

労働基準法に基づく健康診断

労働基準法第52条

(健康診断)

第五十二條 一定の事業については、使用者は、労働者の雇入の際及び定期に、医師に労働者の健康診断をさせなければならぬ。

使用者の指定した医師の診断を受けることを希望しない労働者は、他の医師の健康診断を求めて、その結果を証明する書面を使用者に提出しなければならない。

使用者は、前二項の健康診断の結果に基いて、就業の場所又は業務の轉換、労働時間の短縮その他労働者の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

第一項の事業の種類及び規模並びに定期の健康診断の回数、命令で定める。

健康診断に関する規定について、工場法の省令から法律に格上げ

発展の歴史

労働基準法に基づく健康診断

旧労働安全衛生規則第48条及び第50条

第六章 健康診断

第四十八條 左の各号の一に該当する場合には、雇い入れの際に法第五十二條第一項の規定により健康診断を行わなければならない。但し、労働大臣の指定する健康診断を受け、三箇月を経過しない者を雇い入れる場合は、この限りでない。

一 常時五十人以上の労働者を使用する事業において、常時使用する労働者を雇い入れる場合

第五十條 前二條の規定による健康診断においては、左の項目について検査又は検診を行わなければならない。

- 一 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の臨床医学的検査
- 二 身長、体重、視力、色神及び聴力の検査
- 三 ツベルクリン皮内反応検査、エックス線検査、赤血球沈降速度検査及びかくたん検査

四 前各号の外、業務の種類又は作業の状態によつて、労働大臣の指定する検査

前項第二号乃至第四号の検査は、医師においてその必要を認めない場合又はその実施の困難な場合には、これを省略することができる。

前項後段の場合には、様式第十二号によつて事前に又は事後遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

医師の判断等で診察以外は省略可

50人未満の小規模事業場には適用外

発展の歴史

衛生上有害な業務の基準（昭和23年8月12日付け基収第1178号）

以下の業務についてはく露濃度基準等を示した

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線 →電離放射線障害防止規則
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散す →じん肺法
- ホ 異常気圧下における業務 →高気圧作業安全衛生規則
- ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸
石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

鉛中毒予防規則

有機溶剤中毒予防規則

特定化学物質障害予防規則

暑熱、騒音、振動、重量物、深夜業、坑内作業、感染源などは特別則が未整備

発展の歴史

健康診断結果に基づく健康管理（昭38年8月19日付け基発第939号）

管理A 第一次健康診断の全ての検査項目に異常が認められない者

管理B 1 第一次健康診断のある検査項目に異常を認めるが、医師が第二次健康診断を必要としないと判断した者

2 第二次健康診断の結果管理Cに該当しない者

管理C 第二次健康診断の結果治療を要すると認められる者

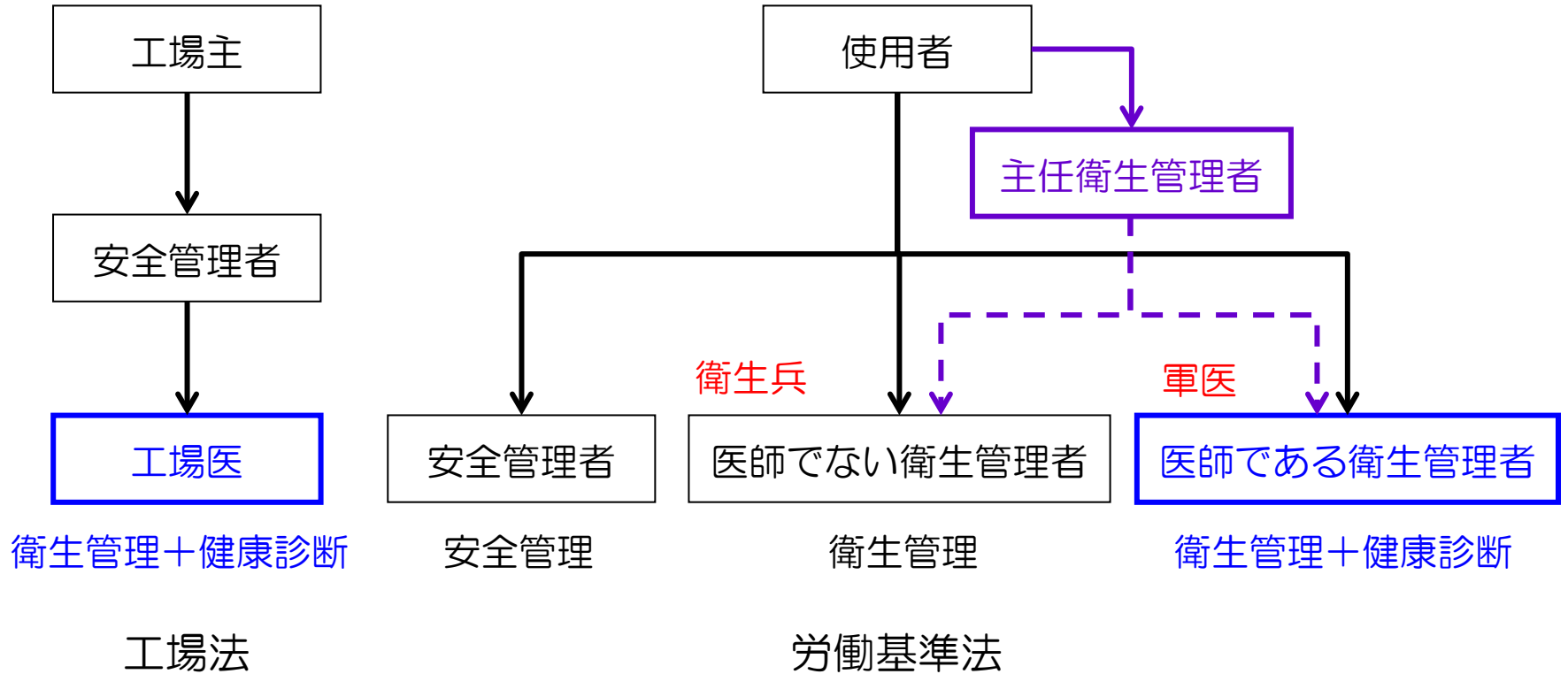
（昭和44年度労働衛生試験研究による追加）

管理R 健康診断の結果、当該因子による疾病又は異常を認めないが、当該業務に就業することにより増悪するおそれのある疾病にかかっている場合又は異常が認められる場合

管理T 健康診断の結果、当該因子以外の原因による疾病にかかっている場合又は異常が認められる場合（管理Rに属するものを除く）

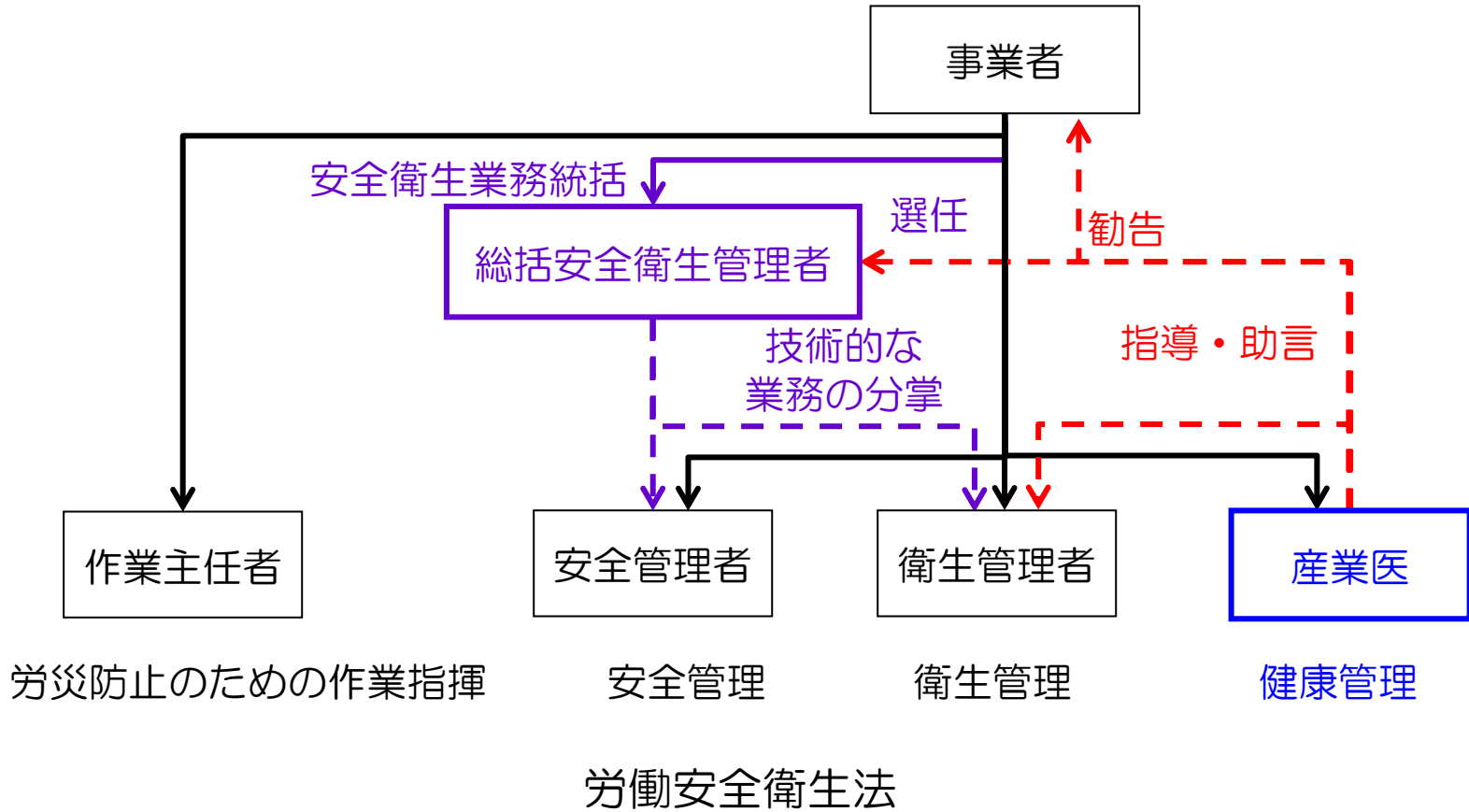
発展の歴史

工場医・医師である衛生管理者



発展の歴史

産業医

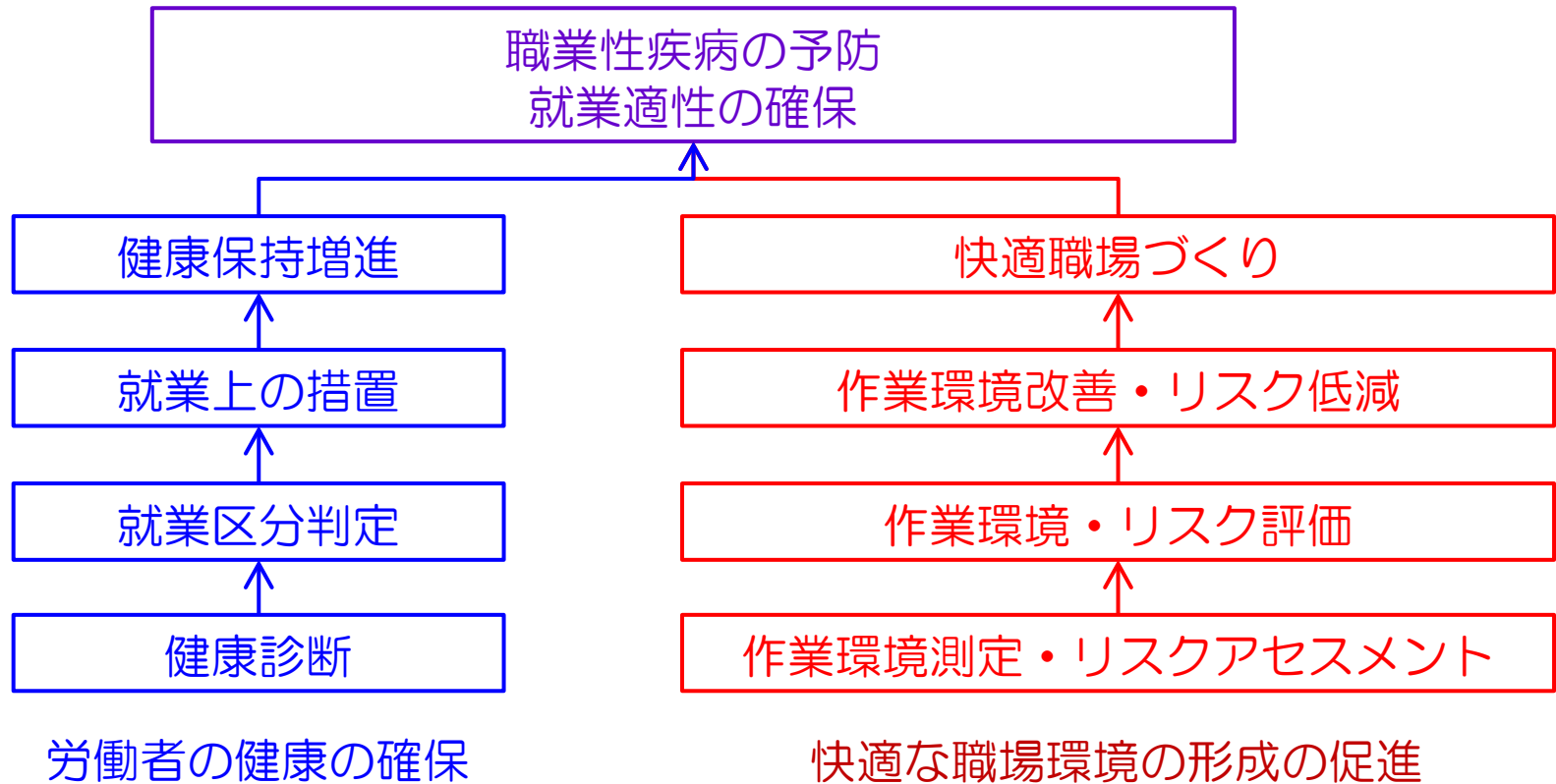


発展の歴史

労働安全衛生法の体系

目的：この法律は、労働基準法と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

事業者（法人）の義務：健康診断、作業環境測定、リスクアセスメント等



発展の歴史

罰則

三年以下の懲役または三百万円以下の罰金

製造禁止物質の製造禁止（法55）

一年以下の懲役または百万円以下の罰金

製造許可物質の製造許可（法56①）

免許試験機関職員の秘密保持（法75の8①）

労働衛生コンサルタントの秘密保持（法86②）

六月以下の懲役または五十万円以下の罰金

作業主任者の選任（法14）

事業者が講ずべき措置等（法22-23）

元方事業者の講ずべき措置（法30の3①）

注文者の措置（法31①）

製造許可物質の製造設備管理（法56③）

製造許可物質製造の作業方法管理（法56④）

危険有害物質の表示（法57）

新規化学物質の有害性調査に関する

秘密保持（法57の4⑤、法57の5⑤）

特別教育（法59③）

作業環境測定の実施（法65①）

作業時間の制限（法65の4）

病者の就業禁止（法68）

労働者の申告を理由とする解雇等（法97②）

健康診断に関する秘密保持（法105）

疫学的調査の秘密保持（法108条の2④）

五十万円以下の罰金

総括安全衛生管理者（法10①）

衛生管理者（法12①）

産業医（法13①）

統括安全衛生責任者（法15①）

元方安全衛生管理者（法15の2①）

安全衛生責任者（法16①）

衛生委員会（法18①）

特定元方事業者の講ずべき措置（法30①）

請負人の講ずべき措置（法32①）

新規化学物質の有害性調査（法57条の3①）

雇入時教育（法59①）

健康診断の実施（法66①②③）

健康診断結果の記録（法66の3）

小規模事業場には健康診断結果の労働基準
監督署への報告義務がない

（法66の8の2）

高度プロフェッショナル対象者の面接指導

（法66条の8の4）

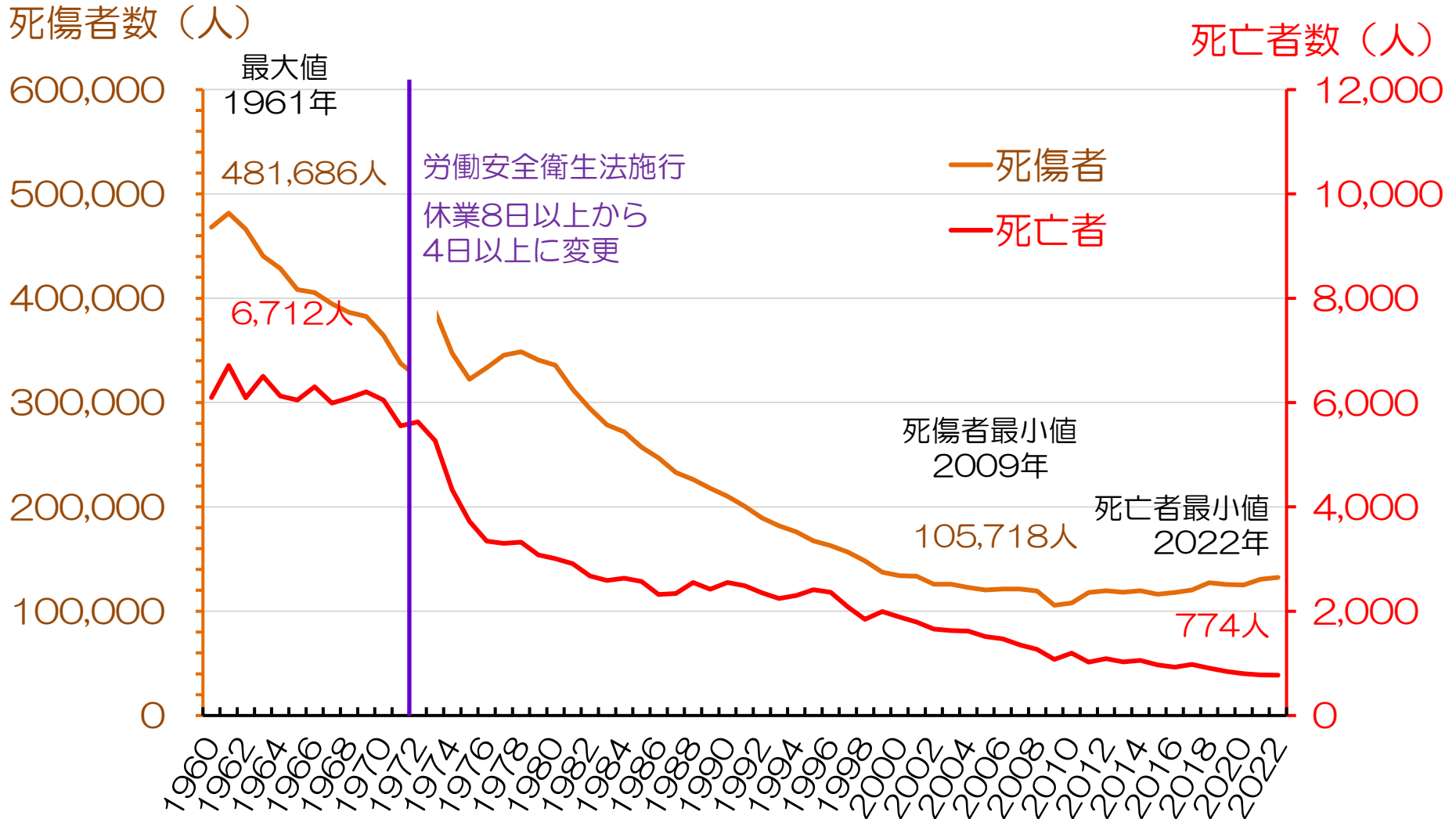
法令等の周知（法101①）

書類の保存（法103①）

事後措置、通常の面接指導には罰則がない

発展の歴史

労働災害による死傷者数



新型コロナウイルス感染症によるものを除く

発展の歴史

労働安全衛生法に基づく健康診断

- 1972年 労働安全衛生規則 全事業場 血圧、尿検査を追加、胸部X線の省略不可
- 1988年 労働安全衛生法 トータル・ヘルスプロモーション・プラン（THP）
- 1989年 労働者の健康保持増進のための指針（THP指針） 健康測定
- 同年 労働安全衛生規則 血液検査、心電図検査を追加
- 1996年 労働安全衛生法 健康診断結果に基づく就業上の措置
- 1998年 労働安全衛生規則 HDLコレステロール、血糖を追加
- 2005年 労働安全衛生法 長時間労働者に対する面接指導
- 2007年 労働安全衛生規則 腹囲、LDLコレステロールを追加
- 2015年 労働安全衛生法 心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）
- 2020年 特定化学物質障害予防規則等 作業条件の簡易な調査の必須化
- 2024年 労働安全衛生規則 リスクアセスメント対象物健康診断

健康診断の目的（結核予防、職業性疾病予防等）に関する規定がない
健康診断の医療機関への委託に関する規定がない
検査項目や判定が公衆衛生上の課題に誘導される傾向がある
健康診断結果の判定では曝露との因果関係の評価が必要
「作業条件の簡易な調査」を一般健康診断でも実施すべきか？

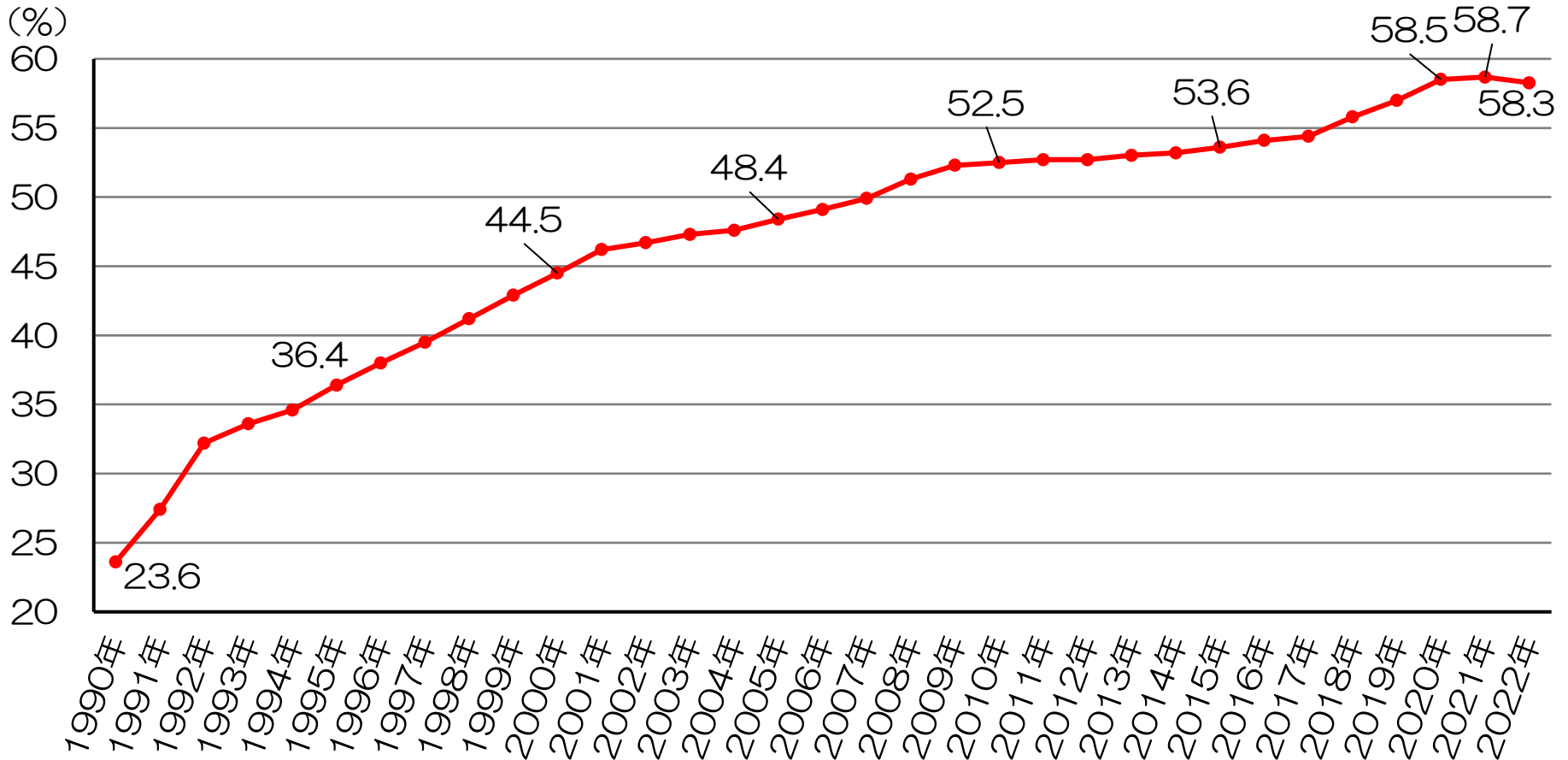
現状と課題

健康診断の有所見率

健康診断の有所見率は、上昇している。なお、行政は有所見の基準を聴力検査結果以外は示しておらず、健康診断実施医師にほぼ一任している。

検査項目が増加すると必然的に上昇する。

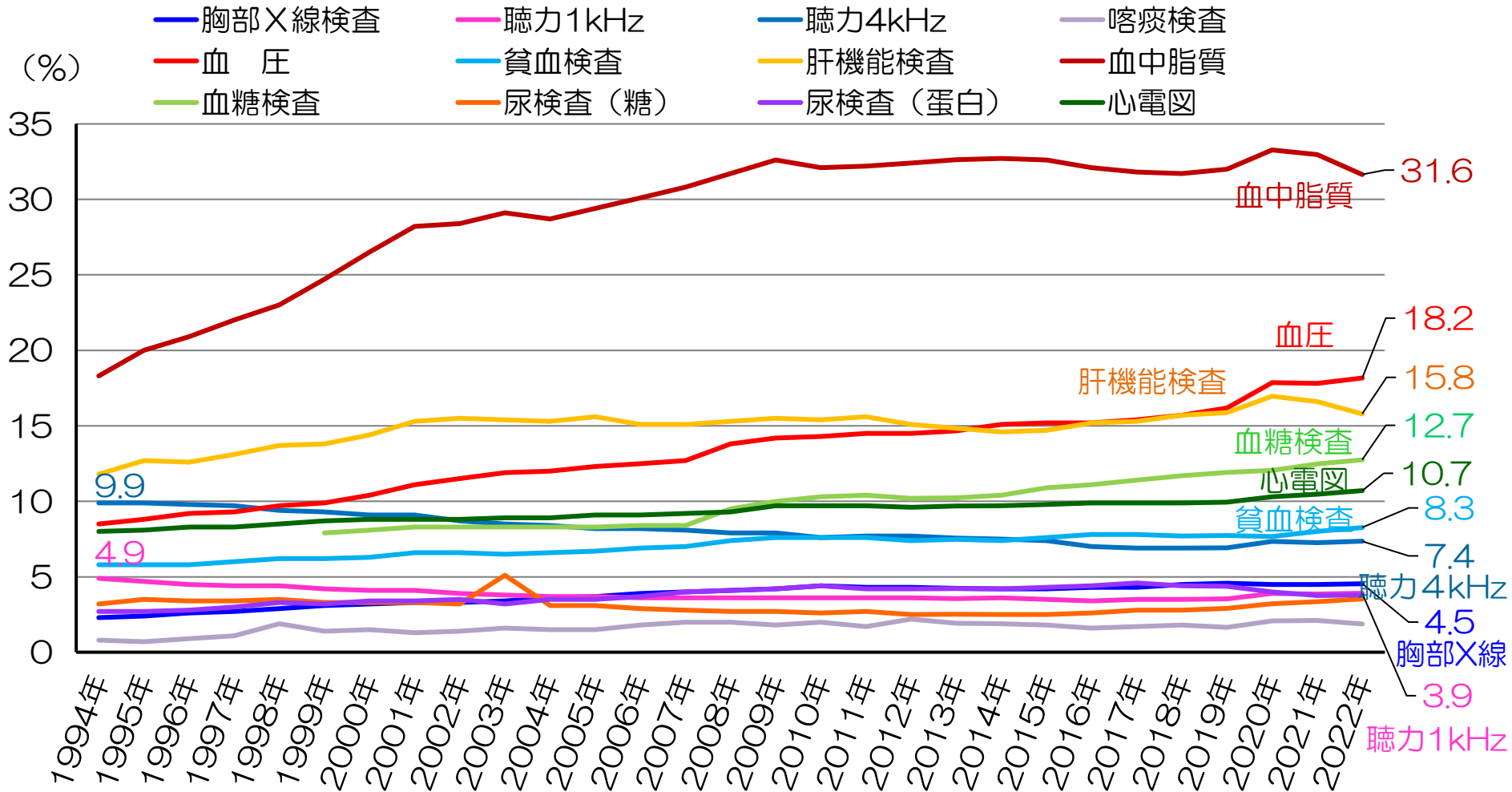
また、高年齢労働者の割合が上昇すると有所見率も上昇する傾向がある。



現状と課題

健康診断の有所見率

有所見率は、血中脂質、血圧、肝機能検査、血糖検査の順に高い。血圧、血糖検査は上昇傾向が続いている。聴力は徐々に低下傾向である。



現状と課題

定期監督で指摘された違反

定期監督等実施事業場数	134,981件
違反事業場数	95,964件 (100.0%)
衛生管理者	5,075件 (5.3%)
産業医	888件 (0.9%)
作業主任者	4,840件 (5.1%)
安全衛生委員会	2,604件 (2.7%)
安全基準	23,607件 (24.7%)
衛生基準	4,591件 (4.8%)
労働安全衛生規則	369件 (0.4%)
有機溶剤中毒予防規則	1,801件 (1.9%)
特定化学物質障害予防規則	1,433件 (1.5%)
粉じん障害防止規則	1,465件 (1.5%)
安全衛生教育	1,678件 (1.8%)
作業環境測定	2,176件 (2.3%)
健康診断	27,678件 (28.9%)
面接指導	379件 (0.4%)
労働時間の把握	4,120件 (4.3%)
ストレスチェック	173件 (0.2%)

いまだに健康診断を実施していない事業場がある

現状と課題

職場の健康診断実施強化月間

毎年9月は、全国労働衛生週間準備期間であり、**職場の健康診断実施強化月間**とされている。

基安発 0816 第2号
令和5年8月16日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間については、下記のとおり強化月間の取組を実施することとしておりますので、趣旨をご理解の上、別添1から別添8のリーフレット等を活用する等、傘下団体・企業に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

現状と課題

健康診断の法令

労働安全衛生法第66条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。 **一般健康診断**

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による**特別の項目**についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。 **特殊健康診断**

3 事業者は（中略）**歯科医師**による健康診断を行わなければならない。

4 都道府県労働局長は（中略）臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。 **特殊健康診断**

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行う健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。 **労働者の受診義務**
医師選択の自由

法令健康診断の実施費用は事業者が負担。

一般健康診断を時間外に実施した場合の賃金の支払は労使で協議。

特殊健康診断を時間外に実施した場合は、時間外労働としての賃金の支払義務。

派遣労働者は、一般健康診断は派遣元事業者、特殊健康診断は派遣先事業者の義務。

現状と課題

雇入時の健康診断

労働安全衛生法第66条 事業者は、労働者に対し、**厚生労働省令**で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

罰則がある

(雇入時の健康診断) ←

労働安全衛生規則第43条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

(以下、略)

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第1項第3号において同じ。）の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査

(以下、略)

雇用契約が1年未満の労働者には適用されない。

短時間労働者の場合、週所定労働時間が同種業務に従事する通常労働者の3/4以上であれば実施義務あり、1/2以上で3/4未満であれば実施の努力義務がある。

現状と課題

雇入時の健康診断

雇入時に健康診断を実施する目的は、**適正配置、入職後の健康管理に資する情報を取得するため**である。

都道府県労働基準局
労働衛生主務課長 殿

労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

雇入時の健康診断の趣旨の徹底について

労働安全衛生規則第43条に基づく表記の健康診断については、昭和47年9月18日付け基発第601号の1「労働安全衛生規則の施行について」、平成元年8月22日付け基発第462号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」等により通達されたところであるが、最近、事業者により、表記の健康診断と採用選考時の健康診断を混同している例も見受けられるので、各局においては下記に留意のうえ、表記について遺憾のないようにされたい。

記

- 1 労働安全衛生規則第43条(雇入時の健康診断)は、採用選考時の健康診断について規定したものではないこと。
- 2 雇入時の健康診断は、常時使用する労働者を雇入れた際における適正配置、入職後の健康管理に資するための健康診断であること。

現状と課題

一般健康診断の種類

1 一般健康診断（安衛法第66条第1項）

- 1) 雇入時健康診断（安衛則第43条）
 - 2) 定期健康診断（安衛則第44条）
 - 3) 特定業務従事者の健康診断（安衛則第45条）・・・配置替え時、6カ月ごと
 - 4) 海外派遣労働者健康診断（安衛則第45条の2）・・・6カ月以上派遣の帰国時
 - 5) 給食従事者の健康診断（安衛則第47条）・・・雇入時、配置替え時
- 2) 特殊健康診断（安衛法第22条、第66条第2項及び第3項、じん肺法第3条）
- 3 労働基準行政の指導による健康診断
- 4 その他の法令で規定された健康診断
- 5 法令に規定のない健康診断（企業等が独自に実施している健康診断）

特定業務健診と特殊健診は異なる
特定健康診査等とも異なる

現状と課題

特定業務従事者の健康診断

1 一般健康診断（安衛法第66条第1項）

3) 特定業務従事者の健康診断（安衛則第45条）

衛生上有害な業務を対象に6カ月ごとに定期健康診断の項目を実施するもの

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸
その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、
一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、
蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれ著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

（昭和23年8月12日付け基収第1178号が対象職場の基準となる曝露濃度等を呈示）

現状と課題

特殊健康診断の種類

- 1 一般健康診断（安衛法第66条第1項）
- 2 特殊健康診断（安衛法第22条、第66条第2項及び第3項、じん肺法第3条）
 - 1) じん肺（じん肺法第3条、第7条～第9条の2）
 - 2) 鉛健康診断（鉛則第53条）
 - 3) 高気圧作業健康診断（高圧則第38条）
 - 4) 特定化学物質健康診断（特化則第39条）
 - 5) 石綿健康診断（石綿則第40条）
 - 6) 有機溶剤健康診断（有機則第29条）
 - 7) 電離放射線健康診断（電離則第56条）
 - 8) 四アルキル鉛健康診断（四ア則第22条）
 - 9) 歯科医師による健康診断（安衛法第66条第3項、安衛則第48条）
- 10) リスクアセスメント対象物健康診断（安衛則第577条の2）
 - 3 労働基準行政の指導による健康診断
 - 4 その他の法令で規定された健康診断
 - 5 法令に規定のない健康診断（企業等が独自に実施している健康診断）

現状と課題

鉛健康診断の検査項目

鉛健康診断

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 鉛による自覚症状及び他覚症状等の既往歴
- ④ 鉛による自覚症状及び他覚症状
- ⑤ 血中鉛
- ⑥ 尿中のデルタアミノレブリン酸

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- ① 作業条件の調査（＝衛生管理者や作業主任者等から曝露状況の詳細を聴取）
- ② 貧血検査
- ③ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- ④ 神経学的検査

現状と課題

作業条件の簡易な調査

例：最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

- 1 通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
時間／日、 日／週
- 2 作業工程や取扱量等に変更がありましたか
作業工程の変更 あり／なし／わからない
取扱量・使用頻度 増えた／減った／変わらない／わからない
- 3 局所排気装置を作業時に使用していますか
常に使用している／時々使用している／設置されていない
- 4 保護具を使用していますか
常に使用している／時々使用している／使用していない
保護具の種類
- 5 事故や修理等で当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか
あった／なかった／わからない

平成21年3月25日付基安労発第0325001号

現状と課題

作業条件の簡易な調査

- ① 前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化
- ② 環境中の当該物質の濃度に関する情報*1
- ③ 作業時間
- ④ ばく露の頻度
- ⑤ 当該物質の蒸気の発散源からの距離
- ⑥ 保護具の使用状況
- ⑦ （経皮吸収されやすい化学物質について）皮膚接触の有無*2

*1：当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等を、あらかじめ聴取する方法がある。

*2：皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に、過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認する。

出典：厚生労働省パンフレット「化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目を見直しました」（令和2年7月1日 施行）

現状と課題

行政指導による健康診断

- 1 一般健康診断（安衛法第66条第1項）
- 2 特殊健康診断（安衛法第22条、第66条第2項及び第3項、じん肺法第3条）
- 3 労働基準行政の指導による健康診断
 - 1) 騒音健康診断（令和5年4月20日付け基発0420第2号）
 - 2) 腰痛健康診断（令和2年8月28日付け基発0828第1号）
 - 3) チェーンソー取扱い作業の健康診断（昭和50年10月20日付け基発第609号）
 - 4) 情報機器作業健康診断（令和3年12月1日付け基発1201第7号）
 - 5) ……（全28種類）
- 4 その他の法令で規定された健康診断
- 5 法令に規定のない健康診断（企業等が独自に実施している健康診断）

現状と課題

労働法以外で規定された健康診断

- 1 一般健康診断（安衛法第66条第1項）
- 2 特殊健康診断（安衛法第22条、第66条第2項及び第3項、じん肺法第3条）
- 3 労働基準行政の指導による健康診断
- 4 ~~その他の法令で規定された健康診断~~
 - 1) ~~高齢者医療確保法を根拠とした健康診査（高確法第20条）~~
 - 2) ~~健康増進法を根拠とした健康診査（健康増進法第9条）~~
 - 3) 国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校共済組合法の福祉事業を根拠とした健康診査
 - 4) 感染症予防法（感染症予防法第17条、第45条、第53の2条）
 - 5) 学校保健安全法（学校保健安全法第15条）
 - 6) 免許資格制度に関する諸法（自動車運転、鉄道運転、航空機操縦、船舶操縦、猟銃所持、警備業、警察、自衛隊、調理師その他）
- 5 法令に規定のない健康診断（企業等が独自に実施している健康診断）

特定健康診査等（特定健診）

がん検診等

運転適性検査等
（国土交通省の法令に基づく）

現状と課題

法令に規定のない職場における健康診断

- 1 一般健康診断（安衛法第66条第1項）
- 2 特殊健康診断（安衛法第22条、第66条第2項及び第3項、じん肺法第3条）
- 3 労働基準行政の指導による健康診断
- 4 その他の法令で規定された健康診断
- 5 法令に規定のない健康診断（企業等が独自に実施している健康診断）
 - 1) 復職時健康診断
 - 2) 疾病管理健康診断
 - 3) 離職時健康診断
 - 4) 退職時健康診断
 - 5) 採用時健康診断
 - 6) 診断書のための健康診断（生命保険会社、運動競技会参加等）

産業医が関与すべき

産業医の立場で関与すべきでない

現状と課題

採用選考時の健康診断

採用選考時に健康診断を実施することは、真に必要性がある場合に必要な検査を実施する場合に限定される（採用選考の目的で健康情報を利用すべきではない）。

事務連絡
平成5年5月10日

各都道府県職業安定主管課長 殿

労働省職業安定局
業務調査課長補佐
雇用促進室長補佐

採用選考時の健康診断について

近年、新規学校卒業者の採用選考時に、事業主が労働安全衛生規則第43条(雇入時の健康診断)を根拠としていわゆる「血液検査」等の健康診断を一律に実施し、公正な採用選考の観点から問題となっている事例が見受けられるところである。

しかしながら、同規則は採用選考時の健康診断について規定したのではなく、また、「雇入時の健康診断は、常時使用する労働者を雇入れた際における適正配置、入職後の健康管理に資するための健康診断であることから、採用選考時に同規則を根拠として採用可否決定のための健康診断を実施することは適切さを欠くものである。

また、健康診断の必要性を慎重に検討することなく、採用選考時に健康診断を実施することは、応募者の適性と能力を判断する上で必要のない事項を把握する可能性があり、結果として、就職差別につながるおそれがあるところである。

現状と課題

リスクアセスメント対象物健康診断（2024年施行）

労働安全衛生法第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 ~~原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害~~
 - 二 ~~放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害~~
 - 三 ~~計器監視、精密工作等の作業による健康障害~~
 - 四 ~~排気、排液又は残さい物による健康障害~~
- 化学物質

労働安全衛生法第26条 労働者は、事業者が第20から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

労働安全衛生法第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

現状と課題

リスクアセスメント対象物健康診断（2024年施行）

労働安全衛生規則第577条の2

- 3 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し（略）リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、**医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。**
- 4 事業者は、第2項の（略）労働者が、同項の厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、当該労働者に対し、**医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。**
- 5 事業者は、前2項の健康診断（**リスクアセスメント対象物健康診断**）を行つたときは（略）結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（略）を作成し、これを5年間*（略）保存しなければならない。
* がん原性物質は30年間

現状と課題

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン (基発1017第1号 令和5年10月17日)

目的

事業者、労働者、産業医、健康診断実施機関及び健康診断の実施に関わる医師又は歯科医師（以下「医師等」）が、リスクアセスメント対象物健康診断の趣旨・目的を正しく理解し、その適切な実施が図られるよう、基本的な考え方及び留意すべき事項を示したもの。

基本的考え方

安衛則577条の2第3項に基づく健康診断（第3項健診）は、特殊健康診断のように特定の業務に常時従事する労働者に対して一律に健康診断の実施を求めるものではなく、自律的な化学物質管理の一環として、リスクアセスメントの結果に基づき、健康障害発生リスクが高いと判断された労働者に対して、医師等が必要と認める項目について、健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で実施するもの。

ばく露防止対策が適切に実施され、労働者の健康障害発生リスクが許容される範囲を超えないと判断すれば、基本的にリスクアセスメント対象物健康診断を実施する必要はない。

現状と課題

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン (基発1017第1号 令和5年10月17日)

安衛則577条の2第3項及び第4項の健康診断

「生殖細胞変異原性」及び「誤えん有害性」は検査の対象から除外
「生殖毒性」の検査は一般的には推奨されない
ただちに健康影響が発生している可能性が低いと考えられる場合は、業務歴の調査、**作業条件の簡易な調査**等によるばく露の評価及び自他覚症状の検査等を実施。
業務による健康影響が疑われた労働者については早期の医師等の診察の受診を促し、また、同様の作業を行っている労働者については、リスクアセスメントの再実施及びその結果に基づくリスクアセスメント対象物健康診断の実施を検討。

一般健康診断で実施している自他覚症状の検査等により健康状態を把握。

リスクアセスメント対象物健康診断の費用は事業者が負担。時間外に実施した場合は、時間外労働としての賃金の支払義務。

現状と課題

職場における健康情報の事業者による保存義務

労働安全衛生法第66条の3 事業者は、**厚生労働省令**で定めるところにより、第66条第1項から第4項まで及び第5項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

罰則がある

(健康診断結果の記録の作成)

労働安全衛生規則第51条 事業者は、第43条、第44条若しくは第45条から第48条までの健康診断若しくは法第66条第4項の規定による指示を受けて行つた健康診断又は法第66条の2の自ら受けた健康診断の結果に基づき、健康診断個人票（様式第5号）を作成して、これを5年間保存しなければならない。

現状と課題

医療保険者による保健事業への協力

高齢者医療確保法第27条

2 保険者は（略）事業者等に対し（略）事業者等が保存している（略）健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 （略）記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

健康保険法第150条

2 保険者は（略）事業者等（略）に対し（略）健康診断に関する記録の写し（略）を提供するよう求めることができる。

3 （略）健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いいたします。
※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
- 厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



現状と課題

労働安全衛生法に基づく健康情報の利用と保護に関する2つの指針

第66条の4 事業者は、第66条・・・による健康診断の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

第66条の5 事業者は、・・・医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備・・・その他の適切な措置を講じなければならない。



↳ 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

第104条 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第105条 ・・・健康診断、・・・面接指導、・・・面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

↳ 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針

現状と課題

職場における健康情報の保護義務

心身の状態に関する情報の取扱い（法104条）

健康診断や面接指導の実施の事務に従事した者の守秘義務（法105条）

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項
（平成29年5月29日付け個情第749号、基発0529第3号）

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針（公示）

目的の範囲内での保管と使用

目的達成に必要な範囲内での使用のための医療職による健康情報の加工

産業医が関与しない事業場において健康情報を加工できる医師は見当たらない。

2003年 個人情報保護法（2022年最新改正）

目的外利用の禁止、第三者提供の禁止（個人情報保護法18条、法27条）

法定外項目の本人同意に基づく取得（個人情報保護法20条）

私見

→健康診断結果は労働者に通知して事業者には任意提出してはどうか。

→職場における曝露と健康影響の情報を一元化して労働者が個人で生涯利用できる制度を構築すべきではないか。

現状と課題

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項（平成29年5月29日付け個情第749号、基発0529第3号）

事業者は、健康情報のうち診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の加工前の情報や詳細な医学的情報の取扱いについては、その利用に当たって**医学的知識に基づく加工・判断等**を要することがあることから、産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。

事業者は、産業保健業務従事者から産業保健業務従事者以外の者に健康情報を提供させる時は、当該情報が労働者の健康確保に必要な範囲内で利用されるよう、必要に応じて、産業保健業務従事者に健康情報を適切に加工させる等の措置を講ずること。

現状と課題

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針 (平成30年9月7日付け公示第1号)

1 労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱うこととされており、事業場ごとの取扱規程により事業者の取扱いを制限することが想定されていない心身の状態の情報：

- (a) 健康診断の受診・未受診の情報
- (b) 長時間労働者による面接指導の申出
- (c) ストレスチェックの結果高ストレスと判定された者による面接指導の申出
- (d) 健康診断等の事後措置に関する医師の意見

法定のうち非医療情報

2 労働安全衛生法令において事業者が本人の同意を得なくても取得することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により事業者の取扱いを制限することが適当である心身の状態の情報：

- (a) 健康診断の結果 (法定項目)
- (b) 健康診断の再検査の結果 (法定の健康診断項目)
- (c) 長時間労働者に対する面接指導の結果
- (d) ストレスチェックの結果高ストレスと判定された者に対する面接指導の結果

法定のうち医療情報

3 労働安全衛生法令において事業者による取扱いについて規定されていないため、取得する段階で事前に本人の同意を得ることが必要となるとともに、事業場ごとの取扱規程により、適正に取り扱う必要のある心身の状態の情報：

- (a) 健康診断の結果 (法定外項目)
- (b) 保健指導の結果
- (c) 健康診断の再
- (d) 健康診断の精
- (e) 健康相談の結
- (f) がん検診の結
- (g) 職場復帰のた
- (h) 治療と仕事の

法定外の医療情報

産業医が、健康診断の結果等の記録データそのものではなく、
所見の有無や検査結果を踏まえた就業上の措置に係る医師の意
見に置き換えるなど目的の達成に必要な範囲内で使用されるよ
うに変換 (心身の状態の情報の加工) することが望ましい

現状と課題

ストレスチェック結果に関する健康情報の取扱い

労働安全衛生法第66条の10

事業者は、労働者に対し、（略）、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（略）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 事業者は、（略）労働者に対し、（略）、当該検査を行つた医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、（略）、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。

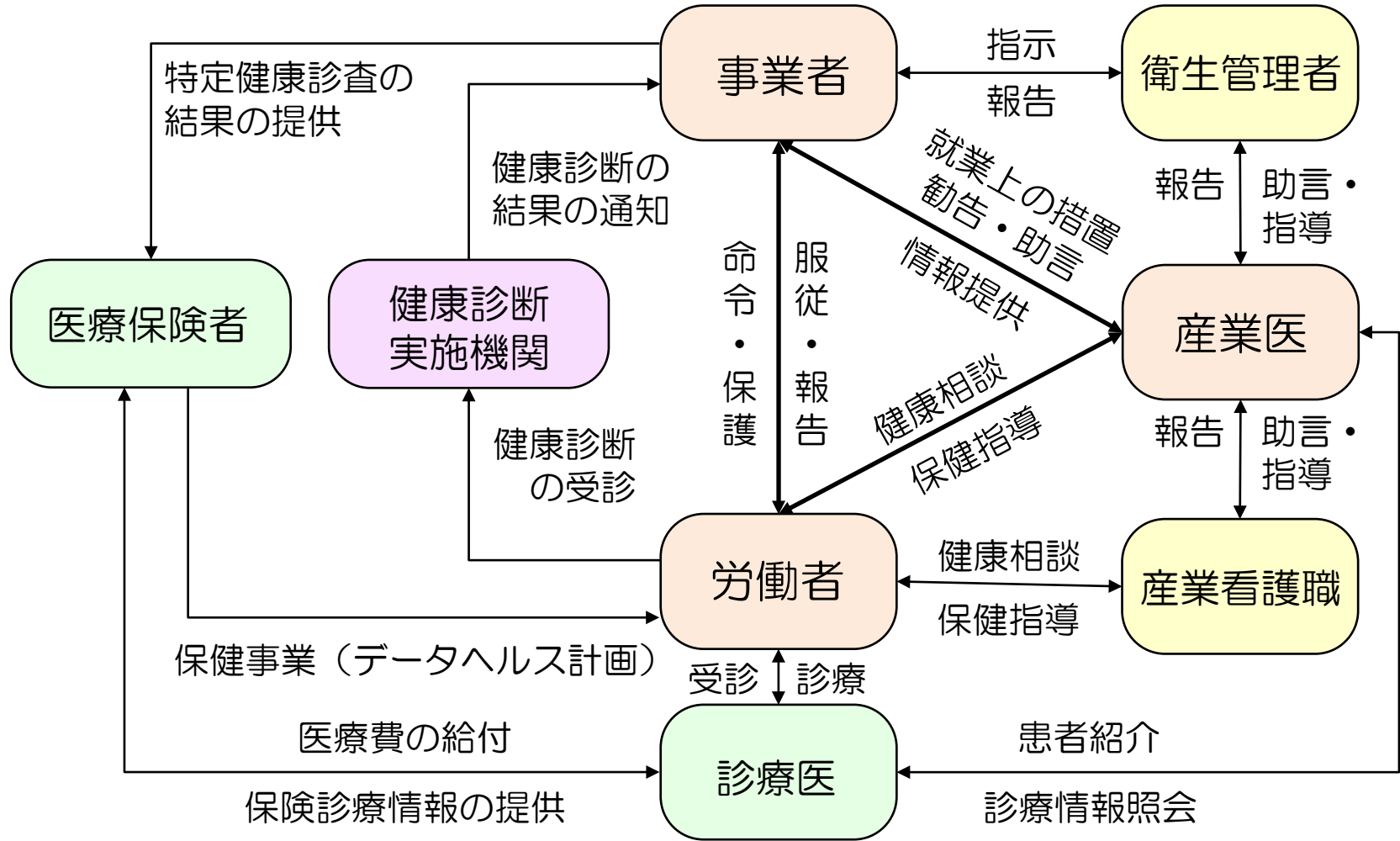
3 事業者は（略）医師による面接指導を行わなければならない。

4 事業者は（略）面接指導の結果を記録しておかなければならない。

心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）結果の取扱い方は、労働者の自律（autonomy）を確保している。

現状と課題

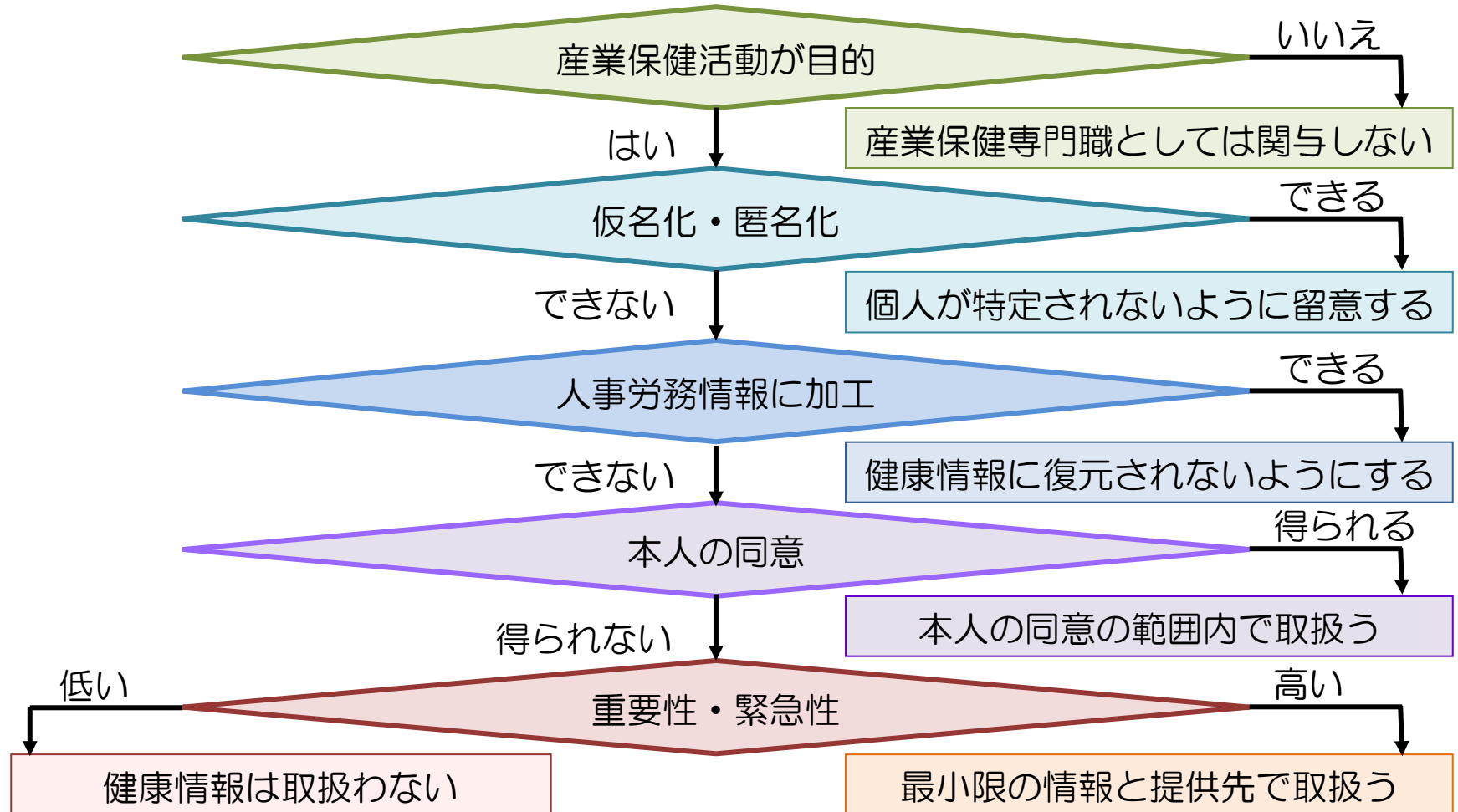
職場における健康情報の取扱い



本人の同意なしに職場において健康診断結果が取り扱われている。

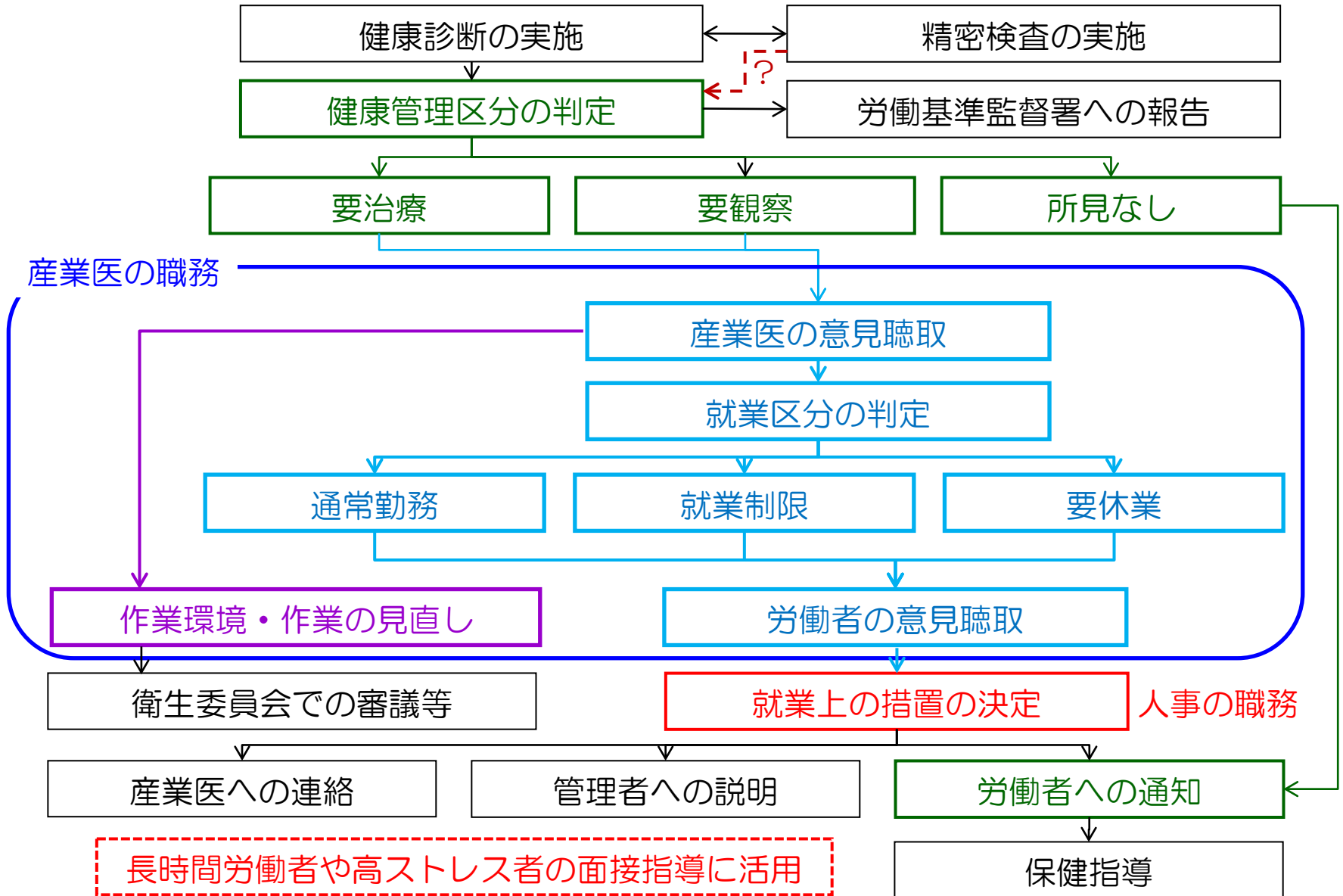
現状と課題

健康情報の利用と保護の実際



現状と課題

健康診断の実施と事後措置の流れ



現状と課題

健康診断結果に基づく措置

労働安全衛生法第66条の4 事業者は、第66条第1項から第4項まで若しくは第5項ただし書又は第66条の2の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に**異常の所見があると診断された労働者**に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。 **強制義務であるが罰則がない**

労働安全衛生規則第51条の2 第43条等の健康診断の結果に基づく法第66条の4の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 第43条等の健康診断が行われた日（略）から**三月以内**に行うこと。
- 二 聴取した医師又は歯科医師の意見を**健康診断個人票に記載**すること。
- 三 事業者は、医師又は歯科医師から、前2項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の**業務に関する情報**を求められたときは、速やかに、これを**提供**しなければならない。

現状と課題

健康診断結果に基づく措置

労働安全衛生法第66条の5 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、**その必要があると認めるときは**、当該**労働者の実情を考慮**して、就業場所の変更、作業の転換、**労働時間の短縮**、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、**作業環境測定の実施**、**施設又は設備の設置又は整備**、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。 **強制義務であるが罰則がない**

2 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

公示

3 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において**必要があると認めるときは**、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

現状と課題

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（1996年）

2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

(3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

ハ 意見の内容

(イ) 就業区分及びその内容についての意見

通常勤務、就業制限、要休業のいずれかを判断する。

(ロ) 作業環境管理及び作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、**作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善**その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとする。

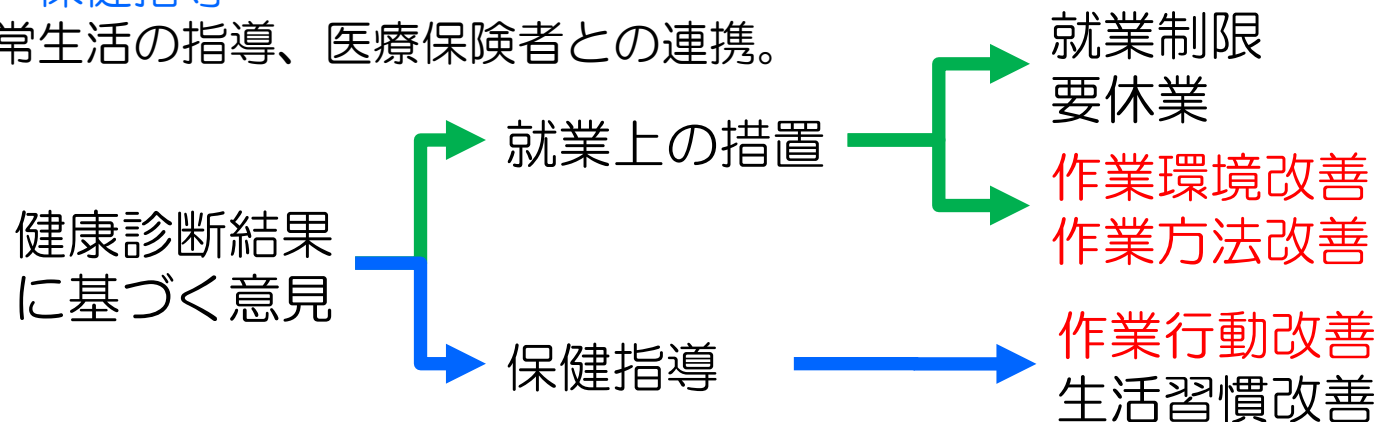
(4) 就業上の措置の決定等

(5) その他の留意事項

□ 保健指導

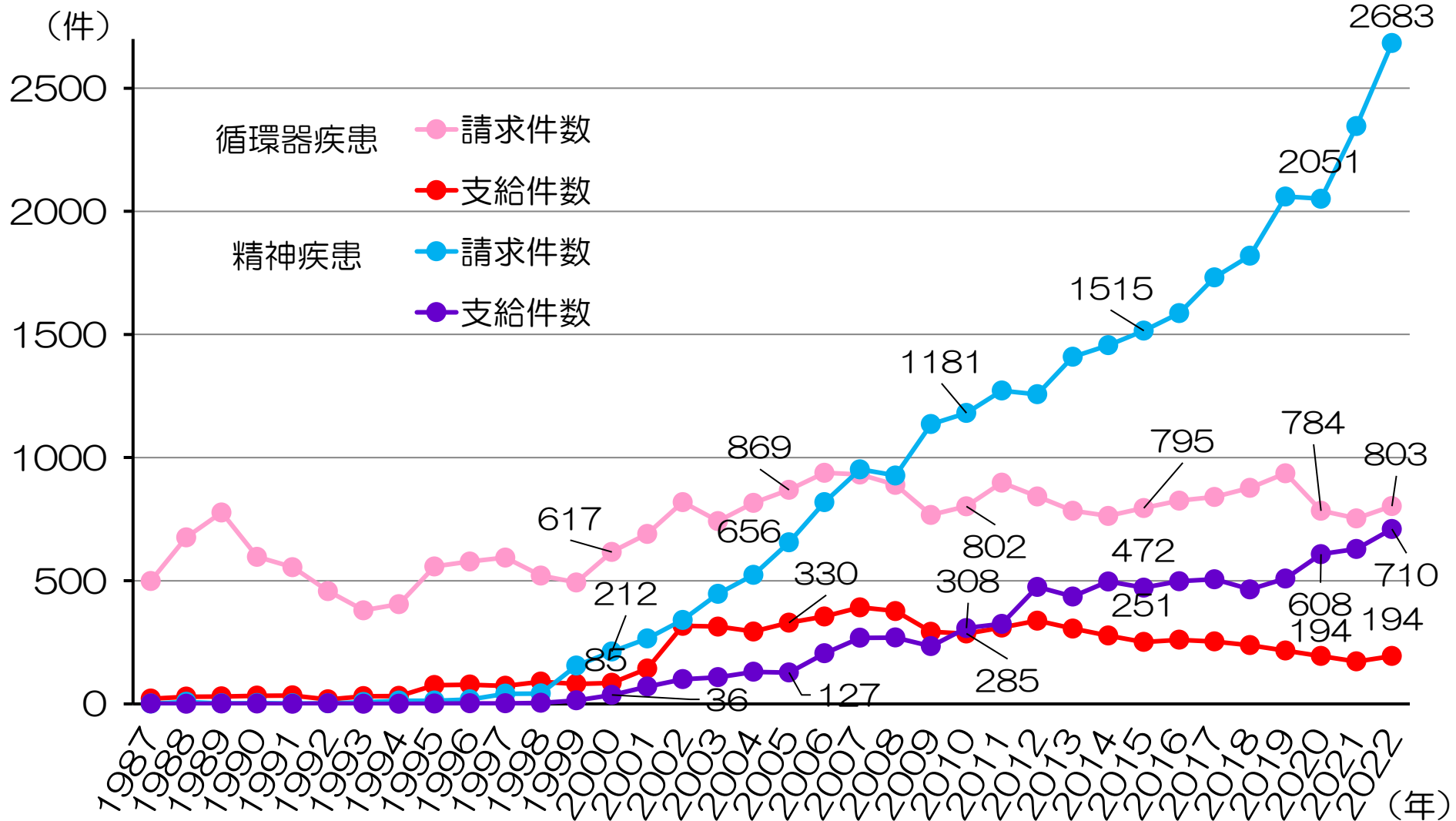
日常生活の指導、医療保険者との連携。

健康診断結果に基づく
作業環境管理や作業管理
に関する意見が述べられ
ることは少ない



現状と課題

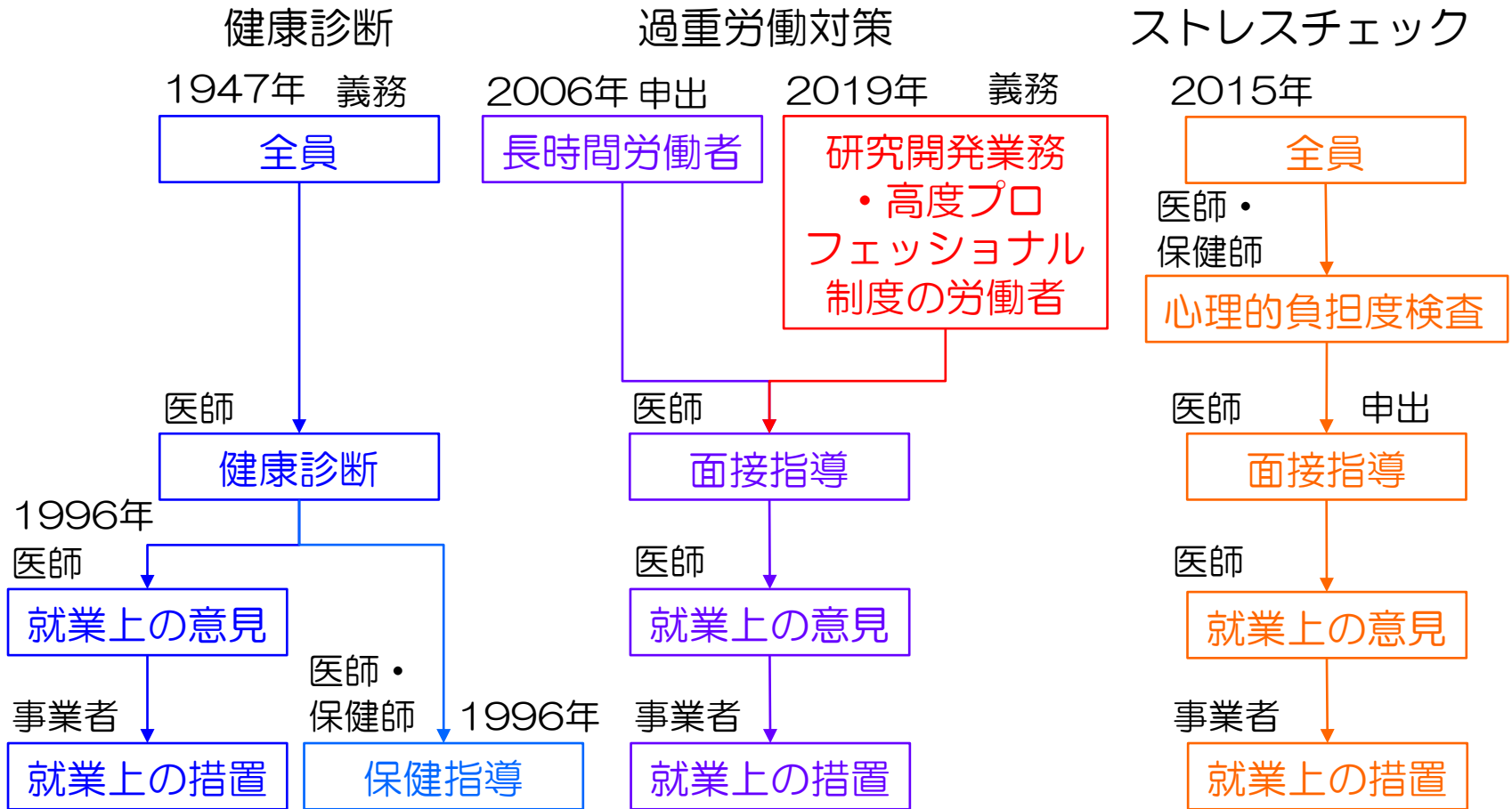
労災請求・認定された循環器疾患・精神障害



1987-2022年の認定事例に基づく集計

現状と課題

健康診断、面接指導、ストレスチェック



長時間労働や心理手負荷は有害要因として規定されていない
健康診断、面接指導、ストレスチェックの結果との突合に関する規定がない

現状と課題

産業医の職務

労働安全衛生規則第14条

法第13条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- 一 **健康診断の実施**及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 二 …（長時間労働者の）**面接指導**…の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。 2005年
- 三 …**心理的な負担の程度を把握するための検査**の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 四 **作業環境の維持管理**に関すること。 1988年 2015年
- 五 **作業の管理**に関すること。 1988年
- 六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- 七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- 八 衛生教育に関すること。 1988年
- 九 労働者の健康**障害の原因の調査及び再発防止**のための措置に関すること。

労働安全衛生規則第15条

産業医は、少なくとも毎月一回（中略）**作業場等を巡視し**、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため**必要な措置を講じ**なければならない。

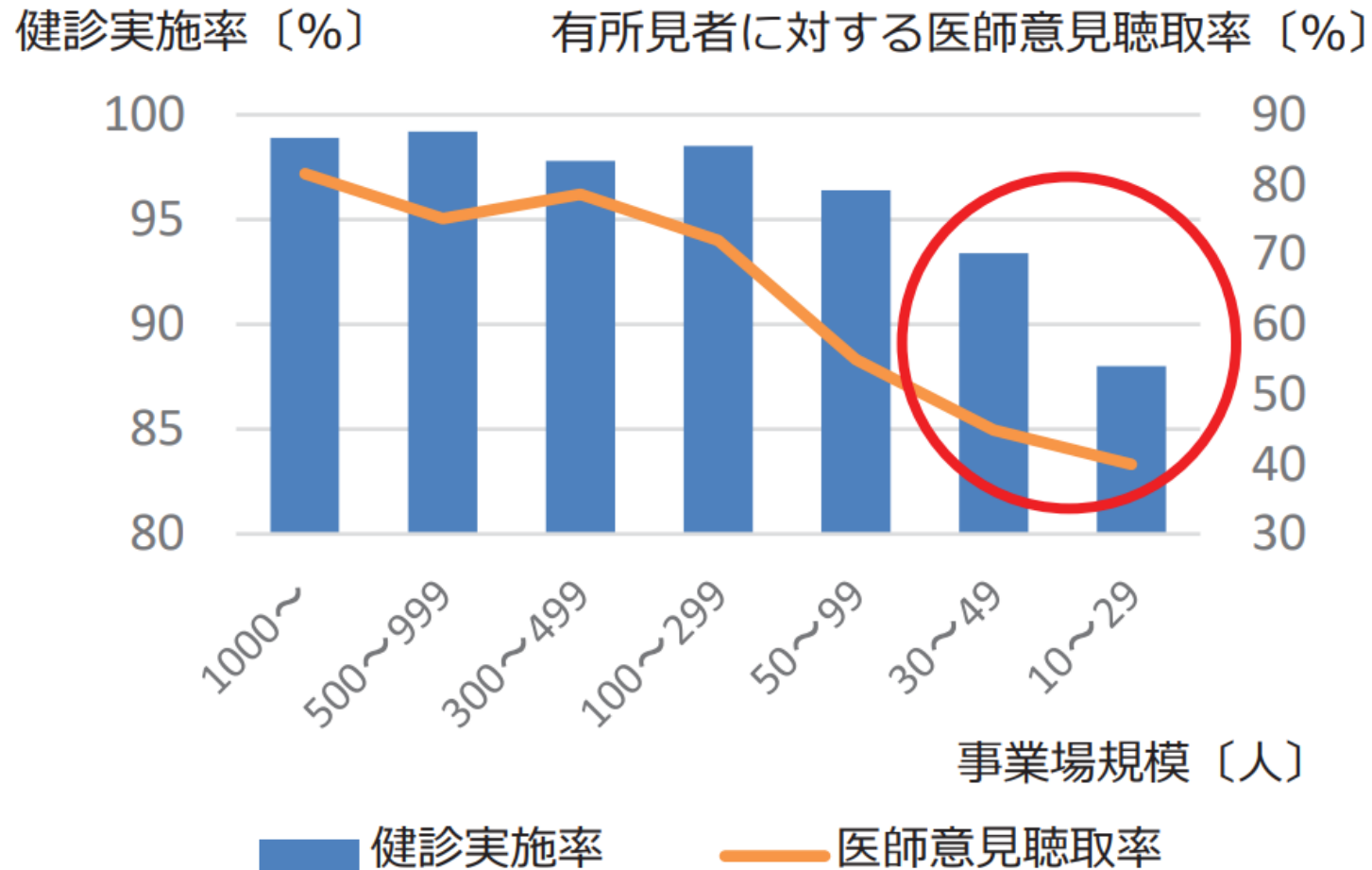
産業医の職務は健康診断を自ら実施することではなく、健康診断の企画に関与することが明確に記されていない。

改正により職務が拡大し、企業責任のある健康課題を優先的に対処できていない。

現状と課題

健康診断及び医師意見聴取の実施割合

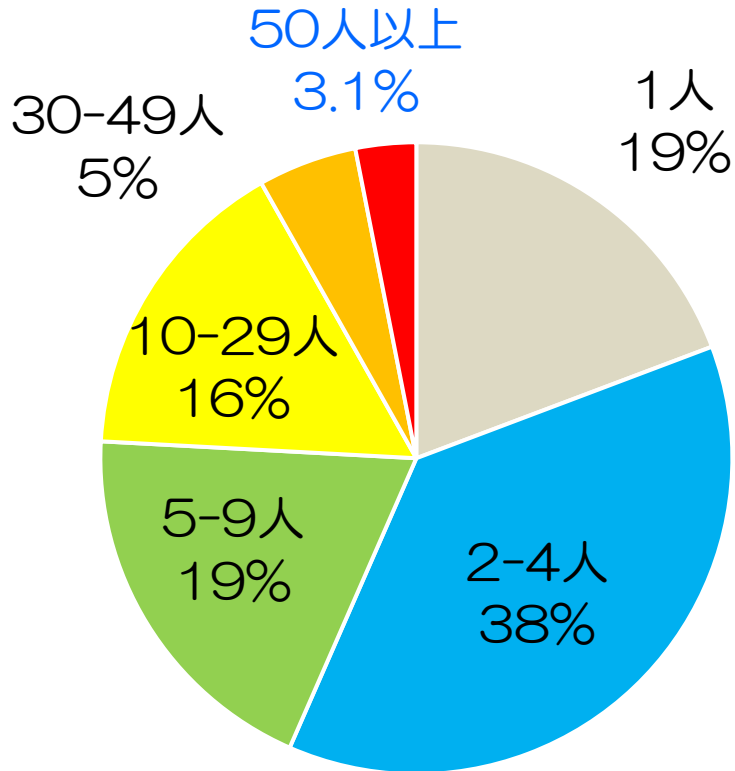
労働者数が100人未満の事業場では、少数になるほど健康診断及び医師意見聴取割合が低下する傾向がある。



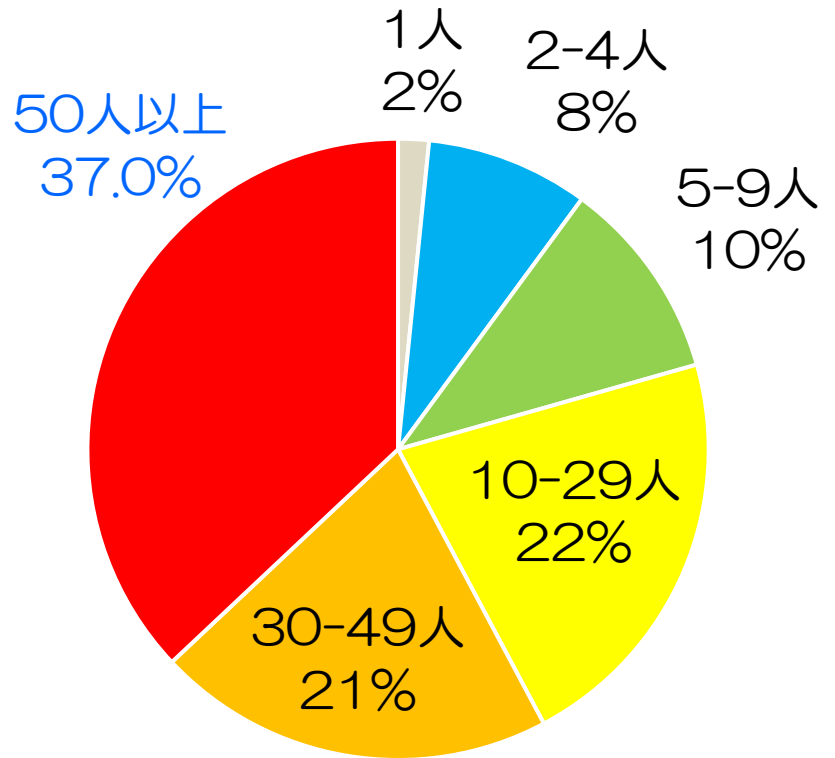
出典：令和4年労働安全衛生調査

現状と課題

小規模事業場・非正規労働者



事業場数、従事者規模別
50人未満事業場 **96.9%**



従事者数、従事者規模別
50人未満事業場労働者 **63.0%**

経済センサス、2014年

産業保健総合支援センター地域窓口（地域産業保健センター）の利用は低調で、小規模事業場・非正規労働者が健康診断結果を活用できていないおそれがある

見直しの動向

健診（健康診断・健康診査）制度

年代別に医療保険者、事業主、市町村が異なる法令に基づく健診を実施している。

乳幼児等	母子保健法	実施義務	
児童生徒等	学校保健法	実施義務	
被保険者・被扶養者 （～39歳）	健康保険法、国民健康保険法		
被保険者・被扶養者 （40歳～）	高齢者医療確保法	実施義務	循環器疾患リスクの検査項目が共通 労働安全衛生法に基づく一般健康診 断の結果を高齢者医療確保法に基づ く特定健康診査の結果として利用可
労働者	労働安全衛生法	実施義務	
住民	健康増進法	→	歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、 肝炎ウイルス検診、がん検診等

見直しの動向

一般健康診断検査項目の変遷

元々、結核感染と業務起因性の健康影響を早期把握するための検査であった。近年、循環器疾患のリスクに関する検査が追加されてきた。

1972年 → 1989年 → 1998年 → 2017年

1972年	1989年	1998年	2017年
既往歴・業務歴 自他覚症状 身長・体重	既往歴・業務歴 自他覚症状 身長・体重	既往歴・業務歴 自他覚症状 身長・体重	既往歴・業務歴 自他覚症状 身長・体重
			腹囲
視力	視力	視力	視力
聴力	聴力	聴力	聴力
胸部X線	胸部X線	胸部X線	胸部X線
喀痰	喀痰	喀痰	喀痰
血圧	血圧	血圧	血圧
	貧血	貧血	貧血
	肝機能	肝機能	肝機能
	血中脂質 TC, TG	血中脂質+HDL	血中脂質+LDL (-TC)
		血糖検査	血糖検査
尿糖・尿蛋白	尿糖・尿蛋白	尿糖・尿蛋白	尿糖・尿蛋白
	心電図	心電図	心電図

見直しの動向

一般健康診断項目改正の目的

元々、結核感染と業務起因性の健康影響を早期把握するための検査であった。近年、循環器疾患のリスクに関する検査が追加されてきた。

1972年 → 1989年 → 1998年 → 2017年

結核等の感染症をできる限り早期に発見することに加え、感染症以外の健康管理を目的として定期的な健康診断の実施が義務づけられた。

(昭和47年9月18日基発第91号)

高齢化社会の著しい進展等により脳血管疾患等の成人病を有する労働者が増加したことから、労働者一人一人に着目した疾病の予防・早期発見のための項目を充実化。

(平成元年8月22日基発第462号)

高齢化の進展等により脳・心臓疾患等につながる所見を有する労働者が増加したことから、当該疾患に関連して必要な項目を充実化。

(平成10年6月24日基発第396号)

脳・心臓疾患に関連する項目について新たな医学的知見(当該疾患と腹 囲との関連性の報告、LDLが単独で当該疾患の原因となる動脈硬化の強い危険因子になる等)が得られたため。

(平成20年1月21日基発第0121001号)

見直しの動向

OECDからの指摘

OECD Reviews of Public Health: Japan: A Healthier Tomorrow, OECD Publishing, Paris, 2019

健康診断の検査項目が増加しているが、科学的根拠に基づいて再評価すべき
健康診断の質が様々であり、最低基準を設定すべき
健康診断による便益とリスクを明確にすべき
省庁・地方自治体間での政策の連携が不十分
がん検診の省庁、地方自治体、医療機関でのデータ統合が不十分
非常勤職員、失業者、高齢者が健康診断の対象外となっている
健診・検診に伴う不利益が考慮されていない

<https://www.oecd.org/health/health-systems/oecd-reviews-of-public-health-japan-9789264311602-en.htm>

参考：健康診断の検査項目に関する科学的評価を行っている団体
United States Preventive Services Taskforce (USPSTF)
Canadian Task Force on Preventive Health Care (CTFPHC)
National Institute of Health and Care Excellence (NICE)

見直しの動向

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会 (2016年)

平成 28 年（2016年）に検査項目の妥当性等が検討された。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等は、その目的が、常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換などの事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどである。

労働安全衛生法においては、定期健康診断等の実施、異常所見者への医師等の意見を勘案した時短などの就業上の措置が事業者の義務、保健指導の実施が事業者の努力義務とされていることなどを踏まえると、定期健康診断等の診断項目は、当該診断項目単独、又は他の項目と併せて、義務とされている就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものであり、その上で、努力義務である保健指導においても活用するものであることが必要である。

見直しの動向

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 (2023年)

令和5年12月5日に開催。今後、2回のヒアリングを予定。

急速な高齢化で職業生活が長期化しているとともに女性の就業率が増加している。

「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）は、定期健康診断について、最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえて検査項目、検査頻度及び検査手法について検討を行い、令和6年度に結論を得ることとした。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）は、一般定期健康診断の問診に「月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加する」とした。

「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」（令和5年6月16日閣議決定）は、「事業主健診の充実（中略）等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する」とした。

こうした状況を踏まえて、一般健康診断の検査項目等について検討する。

まとめ

1. 職場における一般健康診断は、結核の予防を目的として始まった。
2. 職業性疾病を予防する目的の健康診断は、特殊健康診断として発展してきた。
3. 職場における健康診断は、職場や仕事による健康影響を評価すべきである。
4. 近年、一般健康診断に循環器疾患リスクの検査項目が次々追加され、保険者による特定健康診査等の保健事業との調和が求められている。
5. 労働安全衛生法の健康診断は事業者（法人）に実施義務がある。
6. 小規模事業場は監督署への報告義務がなく健康診断の実施が徹底されていない。
7. 短期間・短時間の労働者は一般健康診断の対象とならないことがある。
8. 有所見の判断基準は健康診断を実施した医師にほぼ一任されている。
9. 労働安全衛生法の健康診断は労働者に受診義務がある。
10. 労働安全衛生法の健康診断と面接指導の結果は事業者には報告され、事業者はそれらの結果を保存して就業上の措置に利用する義務がある。その際、健康診断と面接指導の結果は併せて活用すべきである。
11. 産業医は、労使から独立の立場から仕事と健康を両立させるために支援する。
12. 就業上の措置には作業環境や作業の改善が含まれる。
13. ストレスチェックの結果は労働者に報告され、事業者への提出は任意である。
14. 労働者の心身の状態に関する生データの解釈や加工は医療職が行う。
15. 産業医は、健康診断の企画に関与すべきである。